

終末処理場及びポンプ場維持管理
包括的民間委託導入検討業務委託

特記仕様書

令和2年度

四日市市上下水道局

終末処理場及びポンプ場維持管理包括的民間委託導入検討業務委託
特記仕様書

第1節 共通事項

1. 業務の目的

本業務は、四日市市上下水道局が管理する下水道施設について、維持管理における課題を解決するため、処理場及びポンプ場等の維持管理業務の包括的民間委託導入について可能性を検討し、今後の維持管理の方針について検討を行うものである。

2. 費用の負担

業務の検査、調査などに伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

3. 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

4. 中立性の堅持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

5. 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

6. 公益確保の義務

受託者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

7. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって発注者の契約約款に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。

(1) 着手届 (2) 工程表 (3) 管理技術者届 (4) 業務計画書 (5) 完了届

業務計画書は、工程表、業務担当割、担当者連絡先、品質管理体制、緊急連絡体制、協議が想定される関係官公庁等も記載をすること。

8. 管理技術者及び技術者

(1) 受託者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、上下水道部門技術士（下水道）とし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

(3) 照査技術者は、上下水道部門技術士（下水道）とし、業務の全般にわたり技術的照査を行わなければならない。

(4) 受託者は、業務の円滑な進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

(5) 検討業務等着手時及び成果品納入時（成果品案の打合せ時を含む）及び業務の区切りにおける中間協議には、管理技術者が出席するものとする。

9. 工程管理

受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

10. 成果品の審査

- (1) 受託者は、業務完了時に発注者の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受託者の責めに伴う業務のかしが発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

11. 引渡し

業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務完了とする。

12. 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容の協議書を作成し遅滞なく報告しなければならない。また、あらかじめ想定される協議を整理し発注者へ報告すること。関係官公庁等との連絡調整も受託者が主体となって行い目的達成に必要な会議等を開くこと。

13. 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

14. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受託者の協議によるものとする。

第2節 業務一般

1. 一般的事項

- (1) 業務の実施に当って、受託者は係員と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 検討業務着手時及び検討業務の主要な区切りにおいて、受託者と発注者は打ち合わせを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

2. 業務上の疑義

業務上疑義の生じた場合は、係員と協議の上、これらの解決に当らなければならない。

3. 検討業務の資料

検討業務の根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

4. 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、既設設備完成図書等を所定の手続きによって貸与する。

5. 参考文献の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名、該当頁等を明記しなければならない。

6. 現地調査

受託者は、現地を踏査し、下記事項について確認しておかなければならない。

地形、その他（用地境界、周囲の状況、地盤高、排水の状況、連絡道路、水道、ガス、電気の経路等）、関連管渠等の位置、形状、管低高、放流先の状況、その他検討に必要な事項

第3節 検討対象

1. 四日市市上下水道局が維持管理を行う資料1の施設を検討対象とする。

第4節 業務内容

1. 資料収集・整理

関係法令、関係施策、現在の組織体制、委託内容、施設・設備情報、運転・保全・水質情報、施設整備・更新情報、維持管理コスト情報、保守点検の内容等、各種検討に必要な基礎資料を収集・整理する。

2. 現在の維持管理状況の分析

現在の維持管理体制、運転管理・保守点検状況、修繕の状況、ユーティリティ（及び消耗品）の使用量等を分析し、今後、対象施設の維持管理を行うにあたっての課題や対応策について検討する。また、既存の施設及び設備台帳と維持管理の連携についても検討を行うこと。

3. 包括的民間委託の事業スキームの検討

対象施設の維持管理業務に包括的民間委託を導入するにあたっての基本条件（対象業務範囲、要求水準、契約年数等）や課題を整理し、適切な事業スキームを検討する。（包括的民間委託の検討対象施設ごとに分割した場合での導入方法についての検討も行うこと。）

特に、令和元年度に四日市市上下水道局が策定した下水道ストックマネジメント計画の内容を考慮し、ストックマネジメントとの連携を可能とした事業スキームを検討する。

4. 民間事業者へのヒアリング等

現在の受託者及び近隣の公共団体で包括的民間委託を受託している民間事業者に対して、ヒアリング等により事業スキームに対する意向調査を行うとともに、概算委託費見積を徴取する。

5. 費用削減効果等の分析

職員人件費の削減分を定量化するための資料を関係各位へのヒアリング等により作成し、維持管理費の縮減効果を整理・分析するとともに、包括的民間委託を導入した場合の得失を評価する。

6. 受託者選定方式の検討

四日市市の実情を踏まえ、包括的な維持管理業務の実施能力を有する民間事業者を適切に選定でき、また、競争性及び透明性の確保、コスト縮減、サービス水準の維持向上が実現できる受託者選定方式について検討する。

7. 要求水準事項の検討

対象となる維持管理業務について、民間事業者が満たすべき業務の水準（要求水準）及び遵守すべき事項について検討する。

8. 法的制約等及びリスク分担の検討

法制度上の課題や制約、適用可能な補助制度等の支援措置、国や他公共団体の動向等について確認・整理を行う。また、対象となる維持管理業務で発生するリスクを抽出し、業務委託者である市と受託者である民間事業者とのリスク分担を検討する。

9. 監視評価体制の検討

各種法令上の管理者としての責任、緊急時における判断、民間事業者の業務遂行能力の見極め等、委託者の責務を効率よく履行できる体制について検討する。

10. 発注資料（案）等の作成

要求水準やリスク分担等、上記までの検討結果を踏まえ、業務範囲、業務内容、支払方法、運転管理操作業務要領（保守点検業務や非常時業務、修繕業務、運転監視業務、ごみ処分業務等）、契約解除事由事項、損害賠償責任等が網羅された発注書類（案）一式（契約書及び仕様書等）を作成する。

併せて、募集実施要項（案）、要求水準書（案）、受託者評価基準（案）、施設機能報告書（案）等、受託者選定に必要な書類（案）一式を作成する。

※包括的民間委託を検討対象施設ごとに分割した場合には、それぞれの包括的民間委託業務ごとに上記資料を作成すること。

11. 今後の実施スケジュール

包括的民間委託の導入に向けて、包括的民間委託業務開始までの今後の手続きについて検討し、現在の維持管理業務から包括的民間委託への移行を考慮したロードマップを作成する。また、ロードマップの実現に向けて、解決すべき課題や必要となる手続き等について取りまとめ、解決方法（案）や、手続き等に必要な書類（案）を提出すること。

12. 報告書の作成

上記までの検討結果から、課題解決に資する適切な委託内容、基本条件、包括的民間委託の導入課題や今後の対応等についてとりまとめ、報告書（議事録綴込み）を作成する。（検討結果に至った経緯について、参照議事録や資料などを明確にし、簡潔的にまとめること。また、必要資料などについては報告書へ添付すること。）

また、本業務での検討結果を踏まえ、最適な委託手法、基本条件について整理し、メリット及びデメリットについてまとめる。

13. 包括的民間委託導入支援業務委託への引継ぎ

上記までの業務の内容について、令和3年度に発注予定である「包括的民間委託導入支援業務委託」（本業務の検討結果から令和4年度の包括的民間委託業務開始に向けての発注支援業務）への引継ぎを受託者の負担において行うこと。また、本業務の内容について、導入検討結果に至った経緯等の疑義が生じた場合は、業務完了後であっても、受託者の負担において速やかに対応すること。

14. 成果品

本業務の成果品及び提出部数は、次のとおりとする。

- ・ 報告書（議事録綴込）

- ・包括的民間委託業務発注書類（案） 3部
- ※包括的民間委託を検討対象施設ごとに分割した場合については、
それぞれの包括的民間委託業務ごとに発注資料（案）を作成。
- ・打合せ議事録 1部
- ・報告書等電子データ（CD-R） 1式

第5節 個人情報取扱事項

業務にあたっては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。

〔別紙〕 個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(施工者の義務)

第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を行うために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再提供の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。

2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事を第三者に請け負わせたときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合には、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、

この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

[別紙]

四日市市上下水道局庁舎等への業務委託業者入出注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、四日市市上下水道局庁舎等（以下「庁舎等」という。）の秩序及び安全の維持に努めなければならない。

(立入届出の義務)

第2 乙は、当該業務を行うに当たり、乙又はこの契約による業務に従事する者（以下「乙の従事者」という。）が庁舎等内に立入る必要がある場合は、あらかじめ四日市市（以下「甲」という。）に四日市市上下水道局業務委託業者届を提出しなければならない。

2 乙は、乙が受託した業務の一部を第三者に行わせる場合は、四日市市上下水道局業務委託・工事業者届にその旨届けなければならない。

(身分明示と入退庁の記録)

第3 乙又は乙の従事者は、当該業務を行うに当たって甲の業務時間外及び閉庁時に庁舎等に立入る際は、警備員にその身分を証するものを提示し、備付の記録簿に業者名、氏名、入庁時間、その他必要な事項を記入しなければならない。

2 前項の身分を証するものは、社員証又は社員名札等とする。ただし、個人事業者については運転免許証等の公的証明とする。

3 乙又は乙の従事者は、第1項により庁舎等に立入ったのち退庁するときは、記録簿に退庁時間を記入しなければならない。

(禁止行為)

第4 乙又は乙の従事者は、庁舎等内では以下の行為をしてはならない。ただし、当該業務の遂行に必要であると認められる場合は、この限りでない。

(1) 庁舎等及び市有物件を損傷すること。

(2) みだりに戸、扉、窓等を開閉し、備付けの物件を利用し、若しくは移動させ、又は施設を構えること。

(3) 通行の妨害となるような行為をすること。

(4) 指定された場所以外で喫煙又は火気を取り扱うこと。

(5) 立入を禁止された場所に立入ること。

(6) その他庁舎等の管理又は取締上不相当と認められる行為をすること。

(入退庁の特例)

第5 乙が当該業務を行うに当たり、頻繁に庁舎等への入出を行う必要がある場合は、その旨を甲に事前に届出ることができる。この場合において甲が適当と認めたときは、第3に記載する事項を行わなくてもよい。

(契約解除及び損害賠償)

第6 甲は、乙又は乙の従事者がこの業務委託業者入出注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償を請求することができる。

○仕様書追記事項

【 注意事項 】

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、工程、工期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(3) 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

- (1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- (2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

下水道施設一覧表

資料 1

◎浄化センター 1 施設

施設名	所在地	電話番号	備考	供用開始
日永浄化センター第2系統	寿町2-8	345-1001	脱水設備は月島テクノモニタービクス㈱へ委託	S50
日永浄化センター第3系統	大字日永1527-1		月島テクノモニタービクス㈱へ委託	S60
日永浄化センター第4系統	日永東二丁目1360		月島テクノモニタービクス㈱へ委託	H28
日永浄化センター（焼却炉）	寿町2-8	347-1026	月島テクノモニタービクス㈱へ委託	S54

◎中継ポンプ場 4 施設

施設名	所在地	電話番号	備考	供用開始
橋北ポンプ場	新浜町17-45	331-0640	遠方制御（日永浄化センター第2系統） 月島テクノモニタービクス㈱へ委託	S47
納屋ポンプ場	浜町5-15	353-1346	遠方制御（日永浄化センター第2系統） 月島テクノモニタービクス㈱へ委託	S36
阿瀬知ポンプ場	西末広町1-17	353-4223	遠方制御（日永浄化センター第2系統） 月島テクノモニタービクス㈱へ委託	S34
常磐ポンプ場	曙町28-1	352-8366	遠方制御（日永浄化センター第2系統） 月島テクノモニタービクス㈱へ委託	S46
常磐ポンプ場（落合バイパス流入口）	曙町25	355-6347	月島テクノモニタービクス㈱へ委託	H1

◎小規模中継ポンプ場 11 施設

施設名	所在地	電話番号	通報先等	供用開始
桜ヶ丘中継ポンプ場	桜町6618-56	326-7184	警報装置（㈱伊藤デンテック） ㈱伊藤デンテックへ委託	S49
智積汚水中継ポンプ場	智積町菅原3199-1		遠方制御（日永浄化センター第2系統） 月島テクノモニタービクス㈱へ委託	H10
高砂ポンプ場	尾上町20-4	354-3014	遠方制御（日永浄化センター第2系統） 月島テクノモニタービクス㈱へ委託	S57
中央ポンプ場	日永東1丁目3-1	347-3892	遠方制御（日永浄化センター第2系統） 月島テクノモニタービクス㈱へ委託	S54
泊汚水中継ポンプ場	泊小柳町2-16		遠方制御（日永浄化センター第2系統） 月島テクノモニタービクス㈱へ委託	H14
采女汚水中継ポンプ場	采女町1846		遠方監視（雨池ポンプ場） ㈱四日市市生活環境公社へ委託	H19
南部第1中継ポンプ場	松泉町1	347-3894	遠方制御（日永浄化センター第2系統） 月島テクノモニタービクス㈱へ委託	S59
南部第2中継ポンプ場	宮東町2丁目60	347-3895	遠方制御（日永浄化センター第2系統） 月島テクノモニタービクス㈱へ委託	S63
磯津中継ポンプ場	大字塩浜3053-2	347-9679	遠方監視（雨池ポンプ場） ㈱東産業へ委託	H7
海山道汚水中継ポンプ場	海山道町3丁目117-2		警報装置（日永浄化センター第2系統） 月島テクノモニタービクス㈱へ委託	H14
波木南中継ポンプ場				

下水道施設一覽表

資料 1

◎雨水ポンプ場 20施設

施設名	所在地	電話番号	備考	供用開始
朝明ポンプ場	川越町高松1479	365-7361	(株) 四日市市生活環境公社へ委託	S47
新富洲原ポンプ場	富双二丁目	364-2170	(株) 四日市市生活環境公社へ委託	S59
茂福ポンプ場	富田浜町29-24	365-4021	(株) 四日市市生活環境公社へ委託	S31
白須賀ポンプ場	白須賀三丁目974	364-1972	(株) 四日市市生活環境公社へ委託	S62
羽津ポンプ場	大字羽津甲2690-6	332-1451	(株) 四日市市生活環境公社へ委託	S52
旧羽津ポンプ場	大字羽津甲2690-6		(株) 四日市市生活環境公社へ委託	S38
午起ポンプ場	午起3丁目18-16	334-1250	(株) 四日市市生活環境公社へ委託	H8
野田排水機場	野田1丁目4-2	332-7914	(株) 四日市市生活環境公社へ委託	S57
朝日町ポンプ場	西末広町1-17	353-4223	月島テクノメンテサービスクラスへ委託	S26
落合ポンプ場	寿町480	345-2494	(株) 四日市市生活環境公社へ委託	H2
落合ポンプ場 (河川側流入口)	曙町2丁目4	348-3627	(株) 四日市市生活環境公社へ委託	S62
雨池ポンプ場	大字六呂見1606-1	345-2651	(株) 四日市市生活環境公社へ委託	S54
旧雨池ポンプ場	大井の川町1丁目		(株) 四日市市生活環境公社へ委託	S37
大井の川ポンプ場	大浜町1	347-0025	(株) 四日市市生活環境公社へ委託	S64
塩浜第1ポンプ場	塩浜町1-35	345-5538	(株) 四日市市生活環境公社へ委託	S60
塩浜第2ポンプ場	塩浜町1	346-6379	(株) 四日市市生活環境公社へ委託	S44
塩浜第3ポンプ場	塩浜町1	346-9463	(株) 四日市市生活環境公社へ委託	S52
磯津第1ポンプ場	大字塩浜3001	345-1605	(株) 四日市市生活環境公社へ委託	H7
磯津第2ポンプ場	大字塩浜2429-3	346-7452	(株) 四日市市生活環境公社へ委託	S45
河原田ポンプ場	河原田町字鎌田1797-2	348-5020	(株) 四日市市生活環境公社へ委託	H18
新南五味塚ポンプ場	楠町南五味塚字中島1540	397-6345	(株) 四日市市生活環境公社へ委託	H30
内堀ポンプ場	貝塚町160-9	347-1273	地元操作員へ委託	H4
吉崎ポンプ場				

◎地下ポンプ場 20施設

施設名	所在地	電話番号	備考
富田浜元地下ポンプ場	富田浜元町1760		親和電機工業(株)へ委託
富田浜元第2地下ポンプ場	富田浜元町1761		親和電機工業(株)へ委託
富田浜地下ポンプ場	富田浜町2266		親和電機工業(株)へ委託
富田浜第2地下ポンプ場	富田浜町4-9		親和電機工業(株)へ委託
茂福北村地下ポンプ場	南富田町33		親和電機工業(株)へ委託
三滝通り地下ポンプ場	元新町6		月島テクノメンテサービスクラスへ委託
三滝通り第2地下ポンプ場	諏訪町15		月島テクノメンテサービスクラスへ委託
本町地下ポンプ場	本町		親和電機工業(株)へ委託
安島地下ポンプ場	安島2丁目5-3		㈱東産業へ委託
浜田地下ポンプ場	北浜田町		親和電機工業(株)へ委託
八剣地下ポンプ場	赤堀3丁目		親和電機工業(株)へ委託
新正地下ポンプ場	新正4丁目62-1		親和電機工業(株)へ委託
納屋運河地下ポンプ場	尾上町		㈱東産業へ委託
大井の川地下ポンプ場	大井の川町1丁目3844-3		親和電機工業(株)へ委託
塩浜地下道地下ポンプ場	馳出町1丁目53		親和電機工業(株)へ委託
磯津第3地下ポンプ場	大字塩浜		親和電機工業(株)へ委託
磯津第6地下ポンプ場	大字塩浜		親和電機工業(株)へ委託
小倉新田地下ポンプ場	楠町小倉		親和電機工業(株)へ委託
吉崎地下ポンプ場	楠町吉崎		親和電機工業(株)へ委託
富田浜元町28区画地下ポンプ場	富田浜元町		親和電機工業(株)へ委託

◎その他 9施設

施設名	電話番号	所在地	供用開始
富田・富洲原雨水1号幹線施設(除塵機設備)		富田一色町	H1
富田・富洲原雨水1号幹線施設(水処理施設)		東富田町	H9
諏訪公園雨水調整池(貯水量 20,400m ³)	353-1767	諏訪栄町22	H5
中央通り貯留管排水施設(貯水量11,000m ³)		三栄町	H22
富田二丁目雨水調整池(貯水量 400m ³)		富田二丁目	H15
富田四丁目雨水調整池(貯水量 654.01m ³)		富田四丁目	H20
別名六丁目雨水調整池(貯水量 647.76m ³)		別名六丁目	H21
日永西一丁目雨水調整池(貯水量 845.12m ³)		日永西一丁目	H22
阿瀬知雨水1号幹線排水施設(貯水量 14,200m ³)		朝日町	H20

◎合流改善用滞水池 3施設

施設名	所在地	電話番号	備考	供用開始
橋北滞水池	新浜町		月島テクノメンテサービスクラスへ委託	H26
納屋滞水池	浜町		月島テクノメンテサービスクラスへ委託	H26
阿瀬知・常磐貯留管	北浜田町, 十七軒町, 新正		月島テクノメンテサービスクラスへ委託	H26